帳票データチェック値　3回目に関する変更案

解釈２（追記個所を赤字で明示）

***CI-NET LiteS***

実装規約

Ver.2.1　ad.8

指針・参考資料

発行

一般財団法人 建設業振興基金

情報化評議会

20200115版

D.参考資料

## Ⅵ.　CI-NET LiteS実装規約における実際の運用上の留意点

Ⅵ．CI-NET LiteS実装規約における実際の運用上の留意点

CI-NET LiteS実装規約の運用上、留意すべき点に関して、考え方をまとめたものを列挙する。

　　　（2003.06.10記載）

１．明細なしメッセージのデータ交換の可否

２．出来高報告と請求の同時提出

３．請求完了区分コードの取り扱い

４．枝番契約の打切方法

　　（2007.06.12内容改訂）

５．出来高報告・出来高確認の[1007]帳票No.の取り扱い

　　　（2004.06.04記載）

６．LiteS注文業務データがあるケースを前提としての運用上の留意点

７．LiteS注文業務データがあるケースの一部修正に伴う運用上の留意点

８．出来高要請メッセージの利用方法に係る留意点

　　　（2006.06.13記載）

９．特記の記載箇所仕様

１０．X属性8バイトで定義されている日付項目の取り扱い

１１．支払通知帳票イメージ

　　　（2007.06.12記載）

１２．総括明細行と内訳明細行の混在に係る留意点

１３．内訳明細計行に係る留意点

１４．合意打切申込および合意打切精算請求書帳票イメージ

　　　（2008.06.10記載）

１５．K属性データ項目の数値表現について

　　　（2012.07.03記載）

１６．精算時におけるCI-NET LiteSでの対応方法について

　　　（2014.03.04記載）

１７．複数工事物件（複数作業所）に対する請求書における明細作成のパターン

１８．帳票データチェック値３回目の運用上の留意点

#### 帳票データチェック値３の運用上の留意点

|  |
| --- |
| ◆運用に際しての疑問点  帳票データチェック値３回目の値は、受信側が正しい値になっているかの判断に使用することは許されるのか。正しい値でなければ、エラーとして受領しないことは許されるのか。 |

◆対応方法

[1179]帳票データチェック値は、メッセージデータの授受が正確に行われているかどうかをお互いにチェックするための項目である。その中で、回数“３”は、全階層の明細行の内訳明細本体行（[1288]=5、[1289]=00）の[1218]明細数量、または、[1234]今回迄累積出来高数量明細の絶対値の合計となっているため、以下２つの理由で純粋な明細数量の合計ではない。

・数量を絶対値としている＝負の値も加算される

・対象明細行を内訳明細本体行としている＝総括明細本体行が子明細を持っていない場合、加算対象外となる

よって、送信した側がセットした値を受信側でチェックする場合、複合化後、誤って再計算していないかの確認等に使用するものである。または、送信した側が、返信を受け取った後、送信した値と同じかどうかを確認し、異なっている場合の気づきを与えるだけのものである。

そのため、受信側が、明細数量の合計と[1179]帳票データチェック値3回目の値が異なっていても、受信を拒否し正しい値になるまで受領しないことは許されないと考えられる。

そこで、運用上、以下対応とする。ただし、任意とし必須の対応ではないものとする。

・受信側は、明細数量の合計と[1179]帳票データチェック値3回目の値が異なっている場合、その理由を送信側へ確認する。その後、CINETを合意した方法で継続する。

・発信側は、送信時にセットした[1179]帳票データチェック値3回目が返信時も同じ値になっているはずであるため、返信された明細数量の絶対値の合計と同じであるかを確認し、異なる場合は、その理由を返信者へ確認する。その後、CINETを合意した方法で継続する。